

資料提供
平成29年7月3日
少子化対策監室
子ども政策課長 林
(直通)076(225)1446
(内線)4180

有害図書等区分陳列一斉点検（書店等立入調査）の実施について

県では、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月1日から同月31日までの間）の取組みの一環として、青少年を有害情報から守るため、図書等の販売業者に対する標記点検を実施し、適切な図書陳列等に関して指導を行います。

なお、7月5日には県警本部及び関係団体と連携の上、下記によりいしかわ子ども総合条例に基づく立入調査を実施します。

記

- 1 日 時
平成29年7月5日（水） 午前10：00～
- 2 場 所
石川県野々市市御経塚5丁目62番地
ゲオ金沢御経塚店
- 3 実施機関
石川県、石川県警察本部、石川県青少年育成推進指導員連絡会、
石川県少年補導員連絡協議会
- 4 その他
 - (1) 点検実施者
石川県健康福祉部少子化対策監室子ども政策課、石川県警察本部生活安全全部少年課等が有害図書等の区分陳列の点検を実施
 - (2) 県内の図書等取扱店に対する点検・指導の対象店舗
県内の書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店など約800店舗
 - (3) 立入り時間
当日は店舗営業時間のため、短時間で終了予定です

Q&A

Q : 立入り実施者は？

A : 県下各警察署の少年警察担当の警察官が中心

※ 知事委嘱の「青少年育成推進指導員」や少年警察ボランティアについても、青少年非行防止活動等の一環として、警察官と立入りを実施する場合有り。

(権限はなく、警察官に付き添い、有害環境の浄化・非行防止などの観点から気がついたことを警察官にアドバイスなどするもの)

Q : 実施対象(約800店舗)全てに立入りを行うのか？

A : 昨年の実施件数は485店舗(7月:340、11月:145)

昨年、実施できなかった店舗や指導した店舗を優先して実施しています。

なお、11月にも立入り調査を実施予定

Q : 違反している店舗に対する措置

A : 改善するよう指導している。

参考： 改善を要する店舗については、原則として指導しているのが現状
一部、様式の大きさなど遵守されていないところはあるが、区分陳列は守られており、継続的な指導を行っている。

陳列方法の改善若しくは陳列場所の変更、「青少年の購入、借受け、閲覧、視聴又は聴取を禁止する旨」の掲示がされていなければ、指導を経て改善を命ずることになる。

※ 措置を命ずる場合は子ども政策審議会への意見聴取が必要

命令違反は「30万円以下の罰金」